

## 愛川町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、愛川町立小・中学校における要保護及び準要保護児童生徒の認定及び就学援助費の支給に関して必要な事務処理の方法を定め、就学援助の適正な執行と円滑な運営を図るものとする。

### (認定の区分)

第2条 認定の区分は、次のとおりとする。

- (1) 「要保護児童生徒」とは、保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）である児童生徒をいう。
- (2) 「準要保護児童生徒」とは、保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者（以下「準要保護者」という。）である児童生徒をいう。

### (認定の方法)

第3条 認定の方法は、次のとおりとする。

#### (1) 要保護児童生徒

福祉事務所長からの保護開始連絡に基づき認定する。

#### (2) 準要保護児童生徒

##### ア 新規及び継続認定

##### (ア) 申請書の配布

学校長は、毎年度当初又は必要に応じて、申請を適当と判断される児童・生徒の保護者に対して、就学援助費交付申請書を配布する。

##### (イ) 保護者の申請

就学援助を受けようとする保護者は、学校長から配布された申請書に必要事項を記入し、当該学校長に提出する。

##### (ウ) 学校長の検討

学校長は、提出された申請書の内容を検討し、適当と認めたときは、関係必要書類を添付のうえ教育委員会に報告する。

##### (エ) 認定

教育委員会は、提出された申請書（世帯票）に基づき認定の可否を決定し、要保護及び準要保護児童生徒認定通知をもって学校長に通知する。

(オ) 保護者への通知

学校長は、教育委員会の通知に基づき保護者に通知する。併せて就学援助の趣旨を徹底させるとともに、必要な指示及び打合せをする。

イ 学校長の勧奨

学校長は、準要保護児童生徒としての援助を必要と認めるときは、その保護者に対して就学援助の申請をするよう勧奨する。

(準要保護児童生徒認定基準)

第4条 準要保護児童生徒認定基準は、次のとおりとする。

(1) 前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- イ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
- オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
- カ 国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の免除
- キ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予  
または、町国民健康保険税条例第14条の規定による減免及び地方税法第15条の規定による徴収の猶予
- ク 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給
- ケ 生活福祉資金の貸付け

(2) 前項以外の者で、次のいずれかに該当する者

- ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- イ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- ウ P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
- エ 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるものの
- オ 経済的な理由による欠席日数が多い者

(3) その他の理由により就学援助を受けようとする者は、その状況により決定していく。

(認定の取り消し)

第5条 認定の取り消しは、次のとおりとする。

(1) 保護者の申し出

要保護・準要保護児童生徒の保護者は、就学援助の必要がなくなったとき、及びその他の理由により就学援助を辞退しようとするときは、当該学校長に申し出るものとする。申し出を受けた学校長は、教育委員会にその旨文書にて報告するとともに要保護及び準要保護児童生徒認定通知に記入する。

(2) 教育委員会の取り消し

教育委員会は、要保護・準要保護児童生徒としての要件を欠くに至ったと認めるときは、その者の要保護・準要保護児童生徒としての認定を取り消すことができる。

(3) 準要保護児童生徒であった者が要保護児童生徒となったときは、その適用を受ける日の前日をもって準要保護児童生徒としての認定を取り消したものとみなす。

(中途転学者の取扱い)

第6条 中途転学者の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 町内の小・中学校間において、要保護及び準要保護児童生徒が転校したときは、転学前の学校長はその旨教育委員会及び転学先の学校長に報告するとともに、要保護及び準要保護児童生徒認定通知に記入する。

(2) 町外に転校した場合

転学前の学校長は、教育委員会にその旨文書にて報告するとともに要保護及び準要保護児童生徒認定通知書に記入する。

(3) 町外から転校してきた場合

新規認定者に準じて処理する。

(就学援助費の区分)

第7条 就学援助費の費目及び支給対象並びに支給時期は、別表のとおりとする。

(就学援助費個人支給額の算定)

第8条 就学援助費個人支給額の算定は、次のとおりとする。

(1) 学用品費、通学用品費

学用品費は、児童・生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品で、通学用品費は、児童生徒が通常必要とする通学用品とする。支給額は、県教育委員会から通知される給与限度額（以下「限度額」という。）

とする。

## (2) 修学旅行費

修学旅行に必要な経費のうち、修学旅行に参加した児童生徒の保護者が均一に負担すべきこととなる交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品代及び旅行傷害保険料とする。

なお、宿泊費には、宿泊施設から一定の割合で請求される奉仕料、宿泊施設に持ち込む米代及び旅行時の昼食代等が含まれる。

見学科には、ガイド料、見学に必要なしおり代が含まれる。

支給額の算定にあたっては、学校長から提出された「修学旅行所要額調書」による。ただし、支給額は、限度額以内の実費とする。

## (3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

学校外に教育の場を求めて行われる学校行事として活動に参加するため、直接必要な修学旅行費以外の宿泊を伴わない経費で、その範囲は、交通費及び見学科とする。

支給額の算定にあたっては、学校長から提出された「校外活動費（宿泊を伴わないもの）に係る経費調書」による。ただし、支給額は、限度額以内の実費とする。

## (4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）

学校行事として実施される校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学科とし、学年を通じて1回を限度とする。

支給額の算定にあたっては、学校長から提出された「校外活動費（宿泊を伴うもの）」による。ただし、支給額は、限度額以内の実費とする。

## (5) 新入学児童生徒学用品費

小学校又は中学校へ入学するにあたり、通常必要とする学用品費及び通学用品費とし、4月の認定者に限り支給する。支給額は、限度額とする。

## (6) 学校給食費

児童生徒の保護者が均一に負担すべきこととなる額を支給額とする。

ただし、支給額は、限度額以内の実費とする。

## (7) 医療費

児童生徒が伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合の治療費とし、実施の方法については別に定める。

(8) めがね購入費

医師が眼鏡を使用することにより視力の矯正が可能であると認めた場合の眼鏡購入費とし、実施の方法については別に定める。

(就学援助費の支給)

第9条 就学援助費の支給は、児童生徒の保護者名義の預金口座への振り込みにより支給するものとする。ただし、医療費、及びめがね購入費の支給方法については、別に定める。

2 認定者の保護者が、就学援助費の受領について学校長に委任した場合は、前項の規定にかかわらず学校長が指定する預金口座への振り込みとすることができる。

(書類の整理保存)

第10条 学校長は、就学援助費に関する書類を整理保存しておかなければならない。特に、就学援助費の算出基礎となった書類（修学旅行、校外活動等に係る精算書類）は、保存期間5年とする。また、教育委員会から、学校へ通知した書類（就学援助費支給額決定通知書等）については、保存期間1年とする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和55年4月1日から施行する。

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。